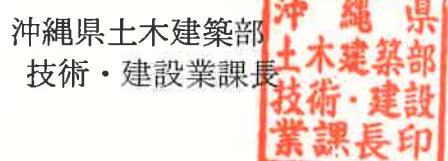


土技第1436号
令和3年1月20日

(一社) 沖縄県建築士事務所協会長 殿



沖縄県電子入札運用基準に基づくICカードの適切な利用について

みだしのことについて、沖縄県電子入札運用基準においては、「入札・見積権限のない者がICカードを使用して提出した参加申請書又は入札書等は、無効とする」と定めています。

代表者が変更となった場合、旧代表者は権限を失うこととなるため、旧代表者名義でのICカードは使用できなくなります。

今年度において、代表者が変更となったにもかかわらず権限のない旧代表者名義のICカードを使用し入札に参加したため、無効とされた事例がありました。

つきましては、沖縄県電子入札運用基準を確認の上、下記事項には十分留意しICカードの適切な運用につとめるよう会員の皆様へ周知していただくようお願いします。

記

1. 代表者が変更となり、入札・見積権限を失う事となる場合は、速やかに新代表者名義のICカードを取得する必要があります。
2. ICカードを新規で取得するまでの間は、紙入札による入札参加が認められています。入札参加を希望する場合は各発注機関へご相談ください。

ただし、システムに障害が発生し、復旧の見込みがない場合は、事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとする。

6 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い

6-1 電子入札システムによる利用者登録

電子入札案件に電子入札システムにより参加しようとする者は、あらかじめICカードを取得し、電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

6-2 削除

6-3 電子入札システムに登録できるICカード

(1) 電子入札システムに登録することができるICカードの名義は、沖縄県の入札参加資格の確認を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札・見積に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

(2) 復代理人は認めない。ただし、沖縄管轄営業所代表者に関してはこの限りではない。

(3) 受任者名義のICカードの登録は、入札参加資格の有効期限を当該委任期間の限度とする年間委任状を県に提出したものについてのみ認めるものとする。年間委任状は、紙により提出するものとする。また、当該委任期間に、代表者又は受任者に変更があった場合は、年間委任状を提出するものとする。

(4) 受任者名義のICカードによる個別案件の応札に当たっては、入札書の提出前に、当該代表者から受任者に対する入札・見積に関する権限について委任する旨の委任状を発注機関に提出するものとする。委任状の提出がない場合、入札は無効とする。

6-4 ICカードの登録

- (1) 複数名義のICカードを登録することは、認めないものとする。
- (2) 同一名義のICカードを複数枚登録することは、認めるものとする。

6-5 ICカードの失効

電子入札システム利用者は、利用者登録したICカードが破損、紛失、失効等の理由で使用できなくなったときは、新たに取得したICカードをもって再度利用者登録を行うものとする。

6-6 ICカードの名義、住所等の変更

電子入札システム利用者は、ICカードの事業者名、住所、名義人、名義人住所等に変更があったために、利用者登録したICカードが使用できなくなったときは、電子入札システムにより更新登録を行うものとする。

6-7 代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更

電子入札システムの利用者は、電子入札システムに登録した「代表窓口情報」及び「ICカード利用部署情報」の変更が生じた場合には、システムにより随時変更内容の登録を行うものとする。

6-8 経常建設共同企業体におけるICカードの取扱い

- (1) 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）において使用できるICカードは、経常JVの代表構成員の代表者又は受任者名義のものとする。

- (2) 経常JVのICカードと代表構成員単体のICカードを兼ねることはできないものとする。
- (3) 経常JVによる個別案件の応札にあたっては、入札書の提出前に、経常JVの構成員から代表構成員に対する入札・見積に関する権限について委任する旨の委任状を発注機関に提出するものとする。委任状の提出がない場合、当該入札は無効とする。

6-9 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という）において使用できるICカードは、特定JVの代表構成員の代表者又は受任者名義のものとする。
- (2) 特定JVのICカードは、単体のICカードとして登録したものを使用するものとする。
- (3) 特定JVによる個別案件の応札にあたっては、入札書の提出前に、特定JVの各構成員から代表構成員に対する入札・見積に関する権限について委任する旨の委任状を発注機関に提出するものとする。委任状の提出がない場合、当該入札は無効とする。代表構成員は、電子入札システムによる初回の参加申請書又は入札書の提出時に必ずJV参加欄にチェックを付け、共同企業体名の登録を行うものとする。

6-10 ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用したことが判明したときは、当該入札への参加を認めず、落札決定後であれば、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約の解除等の措置をとることができるものとする。

6-11 権限のない者のICカードが使用された場合の取扱い

入札・見積権限のない者がICカードを使用して提出した参加申請書等又は入札書等は、無効とする。

7 紙入札による電子入札案件の参加の特例

7-1 紙入札による電子入札案件への参加基準

- (1) 紙入札により電子入札案件へ参加しようとする者は、「紙入札方式参加承認申請書」（様式第3号）を発注機関に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 発注機関は、次に該当する事由がある場合は、当該入札参加者の紙入札による参加を認めるものとする。

ア WTO対象案件において、入札参加者が紙入札を希望する場合
イ 電子入札に対応するための準備を行っていると認められる場合

7-2 紙入札による電子入札案件への参加方法

電子入札案件において紙入札により参加する場合の紙入札参加申請書又は入札書等の提出方法は、別に定めるところにより行うものとする。

7-3 電子入札システム利用者の紙入札への変更

- (1) 電子入札システム利用者が、個別の電子入札案件に対して当初又は手続きの途中から紙入札に変更しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式移行申請書」（様式第4号）を発注機関に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 発注機関は、次に該当する事由があると認められるとき、かつ、全体の入札手続

に影響がないと認められるときは、当該入札参加者の紙入札への変更を認めるものとする。

ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる場合

イ 登録してあるICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得の準備をしている場合

ウ 商号、住所、代表者等の変更により、ICカードの再取得を準備している場合

8 電子入札案件の公告等

8-1 入札情報システムによる公表

建設工事及び建設工事コンサルタント等業務の発注予定、入札公告、入札予定、入札結果、契約結果等の公表の方法は、書面による掲示・閲覧等のほか、入札情報システムにより行うことができるものとする。

8-2 電子入札対象案件の明示

電子入札案件の公告等を行う場合には、当該案件が電子入札案件である旨を明示するものとする。

(例：「〇〇〇工事、委託業務（電子入札案件）」)

8-3 電子入札案件の日時設定

電子入札案件の日時設定は、次のとおりとする。

- (1) 電子入札による応札期間は、再入札又はやむを得ない理由があるとき以外は、指名通知等の翌日から開札予定日の前日までの間に設定する。
- (2) 再入札等の受付締切日時は、初回の開札日の当日又は翌日を標準として設定し、すみやかに開札処理を行うものとする（県の休日を除く。）。

8-4 予定価格等の表記

予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格の表記は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

8-5 公告日等以降の案件の修正

公告日又は指名通知日以降において、電子入札案件登録情報の内容に錯誤が認められた場合は、次の手順により、すみやかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件に対して参加申請書や入札書等の提出が行われるのを防ぐため、受付締切予定日時を最小単位（1分）に変更し直ちに受付を締め切る。
(修正例：受付開始日時 09:00 同締切日時 09:01)
- (2) 案件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。
(修正例：「〇〇〇（本案件は登録錯誤につき取り消し、同一案件名により再登録）」)
- (3) 錯誤案件は新規の案件として、改めて登録する。
- (4) 既に参加申請書等の提出があった者に対しては、当該案件が錯誤案件である旨を電話等によりすみやかに連絡し、再度、改めて登録した案件に対して参加申請書等の再提出を求めるものとする。

8-6 紙入札への切替時の処理